

# 参 考 資 料

## 1 愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）における数値目標の進捗状況

### <基本目標1> 家庭、地域、学校等における取組の推進

#### ◆ 家庭における取組の推進

- 市町村のブックスタート等の取組実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
実 施 率	89%	93%	94%	96%	96%	100%

- 保護者による子どもへの本の読み聞かせ実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
実 施 率	78%	79%	79%	81%	84%	85%以上

#### ◆ 地域における取組の推進

- 県図書館における児童図書年間貸出冊数 (個人貸出数)

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
貸 出 冊 数	87,918冊	86,967冊	86,451冊	87,541冊	84,296冊	85,840冊	97,000冊以上

- 市町村立図書館におけるボランティアの受入状況

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
団 体 数	540団体	526団体	529団体	545団体	538団体	600団体
人 数	7,157人	6,932人	6,641人	6,561人	6,298人	8,000人
市町村の割合	96%	96%	94%	94%	96%	100%

#### ◆ 学校等（幼稚園・保育園を含む）における取組の推進

- 全校一斉読書実施率

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
小 学 校	98%	98%	99%	99%	99%	100%
中 学 校	96%	97%	95%	95%	95%	100%

- 全校一斉読書以外の読書活動推進の取組実施率 (28年度は調査未実施)

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標(30年度)
小 学 校	99%	99.6%	99%	—	99%	100%
中 学 校	74%	75%	80%	—	78%	100%
高 等 学 校	68%	75%	81%	—	54%	100%
特別支援学校	99%	84%	97%	—	71%	100%

○ 学校種ごとの不読率 (抽出調査)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	4.2%	3.1%	3.8%	3.5%	6.5%	3%以下
中 学 校	7.6%	10.4%	9.3%	8.6%	12.3%	5%以下
高 等 学 校	33.5%	39.9%	43.2%	35.8%	45.9%	25%以下

○ 図書の新規購入冊数 (目標値は 26～30 年度累計) (29 年度は調査未実施)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	累 計	目標(30 年度)
小 学 校	256,782 冊	270,172 冊	257,465 冊	—	784,419 冊	200 万冊
中 学 校	190,921 冊	163,424 冊	162,587 冊	—	516,932 冊	100 万冊
高 等 学 校	35,569 冊	35,947 冊	33,806 冊	—	105,322 冊	25 万冊
特別支援学校	4,085 冊	4,301 冊	2,907 冊	—	11,293 冊	2 万冊

○ 学校図書蔵書のデータベース化率

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	85%	86%	86%	86%	88%	100%
中 学 校	82%	83%	82%	83%	86%	100%
高 等 学 校	94%	95%	95%	95%	95%	100%
特別支援学校	91%	85%	90%	93%	90%	100%

**<基本目標 2> 普及啓発活動の推進**

○ 市町村の子ども読書の日における事業実施率 (各年度実施計画)

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
実 施 率	93%	94%	91%	93%	93%	94%	100%

**<基本目標 3> 子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備**

○ 公立図書館と学校図書館との連携実施率

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
小 学 校	80%	81%	84%	85%	86%	90%
中 学 校	59%	65%	65%	69%	69%	70%
高 等 学 校	15%	17%	17%	17%	18%	30%
特別支援学校	31%	27%	28%	34%	29%	40%

○ 市町村子ども読書活動推進計画策定率 (各年度 10 月現在)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標(30 年度)
策 定 率	67%	70%	70%	70%	72%	100%

※ 学校等のデータは、名古屋市立、国立、私立を除いた県内の学校を対象とした。

## 2 愛知県子ども読書活動推進協議会開催要項

### (目 的)

第1 愛知県子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進し、県・市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働のあり方や方策について検討するため、愛知県子ども読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

### (協議事項)

第2 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 子どもの読書活動に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策について、関係機関・団体等との連携・協力、協働のあり方に関すること。
- (3) 子どもの読書活動に関する状況調査に関すること。
- (4) 現行の推進計画及び新たな推進計画に関すること。
- (5) その他、子ども読書活動を推進する上で必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3 推進協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で、教育長から委嘱された者で構成する。

2 委員の任期は1年（ただし、年度の途中で就任する場合は、当該年度の3月末日まで）とし、再任を妨げない。

### (会 長)

第4 推進協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第5 推進協議会は、教育長が招集する。

2 推進協議会は、会長が議長となる。

### (専門部会)

第6 推進協議会に、その協議事項に係る専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進協議会委員のうち、会長が指名する者で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が務める。

4 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年7月7日から施行する。

附則

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

附則

この要項は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この要項は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月5日から施行する。

### 平成30年度愛知県子ども読書活動推進協議会委員

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部教授	堀田 あけみ※
図書館関係者	愛知県図書館長	長屋 徹
	田原市中央図書館長	豊田 高広
市町村関係者	一宮市教育委員会教育長	中野 和雄
学校関係者	愛知県公立幼稚園・こども園長会会長	栗木 節子
	愛知県学校図書館研究会会長（安城市立作野小学校長）	石原 紳
	愛知県学校図書館研究会副会長（県立江南高等学校長）	田中 耕太郎
民間団体	愛知県書店商業組合理事長	春井 宏之
	東海子どもの本ネットワーク世話人	近藤 洋子
	神守中学校地域学校協働本部書記	川地 昌世
保護者	愛知県公立高等学校PTA連合会副会長	関戸 慎治
教育委員会	教育企画課長	野村 均
	生涯学習課長	富田 正美
	高等学校教育課長	小林 整次
	義務教育課長	伊藤 克仁
	特別支援教育課長	北島 淳
県民文化部	社会活動推進課長	木佐貫 昭二
健康福祉部	子育て支援課長	野口 幸夫

（委員18名 ※は会長）

### 平成30年度愛知県子ども読書活動推進協議会専門部会委員

学識経験者	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部教授	堀田 あけみ
学校関係者	愛知県学校図書館研究会副会長（県立江南高等学校長）	田中 耕太郎
民間団体	愛知県書店商業組合理事長	春井 宏之

（協議会委員の中から3名）

### 3 愛知県子ども読書活動推進計画（第四次）策定検討委員会開催要項

#### （目 的）

第1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、平成26年3月に策定された第三次の「愛知県子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」が、計画期間として定められた5年を経過したことに伴い、第四次の推進計画を策定するため、愛知県子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を開催する。

#### （所掌事務）

第2 策定検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定案の作成に関する事項
- (2) その他、必要な事項

#### （構 成）

第3 策定検討委員会は、別表1に掲げる所属の職員のうち、所属長から推薦された者をもって構成する。

2 委員の任期は、策定検討委員会設置の日から推進計画策定の終了までとする。

#### （委員長）

第4 策定検討委員会に委員長を置き、委員長は生涯学習課主幹が務める。

2 委員長は、会務を総理する。

#### （会 議）

第5 策定検討委員会は、委員長が招集する。

2 策定検討委員会においては、委員長が議長となる。

#### （意見の聴取）

第6 策定検討委員会は、必要があると認めるときは、愛知県子ども読書推進協議会専門部会委員などの出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### （庶 務）

第7 策定検討委員会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

#### （雑 則）

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成30年4月24日から施行する。

別表1 (第3関係)

所	属
教育委員会	教育企画課 生涯学習課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
県民文化部	社会活動推進課 愛知県図書館
健康福祉部	子育て支援課